

小田原市議会基本条例（素案）に対する市民意見

1 意見募集の概要

条例の題名	小田原市議会基本条例
条例（素案）の公表の日	平成 24 年 12 月 10 日（月）
意見提出期間	平成 24 年 12 月 10 日（月）～平成 25 年 1 月 9 日（水） （平成 24 年 12 月 16 日（日）及び 18 日（火）に開催した市民説明会での意見も同様に扱い、議会としての考え方を示しています。）
市民への周知方法	市議会だより、広報おだわら、市議会ホームページに掲載 議会総務課、タウンセンター、支所・連絡所、窓口コーナーにて募集要項及び素案を配布

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	68 件（15 人・1 団体）
インターネット	5 人
直接持参	4 人・1 団体
市民説明会での意見	11 人（うち 5 名は他の手段でも提出している）

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市議会の考え方は、次のとおりです。

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、条例等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に条例等に反映されているもの	8
C	今後の参考とするもの	38
D	その他（質問など）	22

※ No. 39,55 については、平成 25 年 3 月 27 日の 3 月定例会において「小田原市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」が可決されたため、議会の考え方について修正をしました。

(具体的な内容)

(1) 素案に対しての意見 (48 件)

No.	意見の内容	区分	市議会の考え方
1	<p>議決責任は、議員の職務執行にあたり、市民に大きな損失を与えた場合に監査請求ができるかどうかという問題が起こる。</p> <p>国立市の上原(元)市長が裁判にかかっているように、行政が決定執行したことに對する損害賠償請求は通っている。</p> <p>行政権でない議決権について、監査請求の対象になりうるように、前文に「議員の責任」を盛り込んでほしい。</p>	B	<p>ご意見の「議員の責任」については、前文での記述はありませんが、素案の第2条、第3条において市民への説明責任等が規定されており、趣旨の一部は反映されているものと考えます。</p> <p>また、住民監査請求の対象については、地方自治法の規定に定められており、議員は含まれていないと解釈されているため、条例で規定しても、議員が監査請求の対象とはならないと考えます。</p>
2	<p>(前文の「決意表明」に関連して)</p> <p>前文の最後に「市民が豊かに暮らせる社会を実現することを決意し、この条例を制定する」と決意を述べていますが、議会基本条例は、豊かに暮らせる社会の実現を目指して制定する条例なのでしょうか。</p> <p>私たちは、議長が7月29日開催の市民フォーラムで述べた「地方議会の運営の基本原則を定める条例」の方が条例の制定主旨に合致しているものと思います。</p> <p>そこで「豊かに暮らせる」云々の部分は削除或いは「議員の活動原則」に移し「市民からより信頼される小田原市議会の議会運営の基本ルールを定めることを目的に本条例を制定する」として欲しい。</p>	B	<p>前文は、時代背景、課題認識、目標設定、決意を表したもので、議会基本条例は地方分権と市民自治の時代にふさわしい議会のあるべき姿、言い換えれば議会運営の基本原則を明文化する旨を謳っています。</p> <p>ご意見の議会運営の基本ルールを定めることについては、この前文を受け、第1条にその趣旨を反映しています。</p>
3	<p>第2条(議会の活動原則)の「市民参加の機会拡充」とは具体的に何を指すのでしょうか。</p>	D	<p>議会報告会、市民アンケート等を実施することにより広報広聴の充実に努め、市民が市政により参加しやすい環境を整えることです。</p>
4	<p>第2条(議会の活動原則)第3項で、「情報公開制度、広報広聴制度等を活用することにより、市民への説明責任を果たし、市民参</p>	C	<p>ご意見として承ります。</p>

	<p>加の機会拡充に努めること」とありますが、市民説明会という形だけでなく、パソコンのホームページや「広報おだわら」「市議会だより」といったものを使い簡潔にわかりやすく市民に伝えて欲しいと思います。</p> <p>特に僕はパソコンを持っていないので、「広報おだわら」「市議会だより」もしくはその様な形で情報を伝えてほしいと思います。</p>		
5	<p>第2条（議会の活動原則）を遵守して頂ければ大満足です。特に、政策の立案や提言力向上に期待します。</p>	C	<p>ご意見として承ります。</p>
6	<p>議員活動と議会活動が相反することにより、議員活動が制限されてしまうことはないのでしょうか。</p>	D	<p>第3条は、第2条で規定する議会の活動における議員の活動原則を定めたものでありますので、これにより議員の個人としての活動が制限されることは無いと考えます。</p>
7	<p>会派とは何かがわかりません。政党に近いものなのでしょうか。なぜ3人が最小単位となっているのか。</p> <p>少数意見を尊重することは民主主義の基本であり、会派に入れないことで不利益があってはいけないと考えるが、会派に入ることでの利益と不利益は何があるのでしょうか。</p>	D	<p>市議会における会派とは、議員によって構成する交渉団体として議会内部で組織されるものであり、一定の政治活動を行う社会的存在である政党とは異なるものです。</p> <p>会派の人数については、議会運営委員会の申し合わせにより従来から3人以上と定められていたことから、本条例においても同様に規定したものです。</p> <p>会派に属さない議員は、議会運営委員会、代表者会議、広報委員会などの会派から委員を選出する委員会の構成員になれません。しかし、会派で行う代表質問の際に、個人質問を行えるなど配慮をした議事運営を行っています。</p>
8	<p>自治基本条例第14条にも、まちづくりに必要な情報等の共有及び活用について定められています。広聴を充実させて市民からの意見を受け止める仕組みをつくってほしいで</p>	C	<p>ご意見として承ります。</p>

	す。		
9	市民との関係を親密にするために、定期的に議会報告会を開催してください。必要に応じて開催するとあるが、もっと具体的に踏み込んで、ぜったいやるんだという意思の表れを示してほしいです。	C	第7条第1号において「議会報告会を必要に応じて開催する」と規定することにより、実施していく意思を表しています。 議会報告会については、議会基本条例特別委員会において、原則として市域をブロックに分けて地域ごとに開催することや全議員が参加すること等、基本的事項の確認を行いました。
10	条例案第7条第2項で報告会は「必要に応じて開催」とありますが「閉会后速やかに開催する」に改め市民に対する議会活動の理解を求めているかがですか。	C	今後、平成25年度の議会報告会の実施に向けて具体的な協議を行っていきます。
11	議会報告会は必要に応じて開催しその内容については、今後議論するとのことですが、実践をするための具体的な方針を決めて、年に1回は実施することを明示してほしい。	C	今後、平成25年度の議会報告会の実施に向けて具体的な協議を行っていきます。
12	今までの議会と何が違うのか。賛否の公開をただけだと思ふ。賛否の公開することに反対していた議員は、○×だけでは誤解を招く、具体的な話を聞いて欲しいとのことだった。そのためにも議会報告会は必要だと考えるが、第7条で議会報告会が「必要に応じて」となっているが、どういう状態の時に開かれるのか。	D	議会報告会については、議会基本条例特別委員会において、原則として市域をブロックに分けて地域ごとに開催することや全議員が参加すること等、基本的事項の確認を行いました。 今後、平成25年度の議会報告会の実施に向けて具体的な協議を行っていきます。
13	第7条（広報広聴制度の充実）は、現在ある制度を利用するだけなのか、他に何かあるのでしょうか。	D	現在ある市議会だよりやホームページなどの充実を図るとともに、議会報告会や市民アンケートを実施していきます。
14	第7条第3項に「市民に対するアンケート調査」を行うとありますが、これは住民投票とは違うものと考えます。アンケートは聞き流すだけでも捉えられますが、その基本的なスタンスを確認したい。	D	アンケート調査は、市民の意見を議会の審議や政策立案等に生かすため行うものであり、その結果はしっかりと受け止めます。
15	情報公開の前に、公開されるべき情報がなければいけない。議員の全ての発言を記録すべきだがしているのか。情報公開されないものについて時効はあるのか。	D	議会広報委員会等、要点記録としている一部の会議を除き、議員の全ての発言を記録しています。 また、非公開情報の時効はありません。

			ん。
16	反問として、質問内容の確認に限定していますが、制限しすぎではないでしょうか。市長等から議員主張の問題点等の関連質問があってもよいと思います。議員側としても、もっと広い範囲から弁明する機会が与えられた方がよいのではないのでしょうか。	C	反問権を、制限せずに認めることは、他市議会の事例を見ると課題も多いことから、まずは、反問権は質問内容を確認するための反問権としました。
17	議員側からの反問を許可しないのでしょうか。市長等といっているのは、議員提案の条例等の存在を無視しているように思えます。国会に議員立法の法案があるように、議員提案の条例等があっても良いと思います。市長等というのは、議案提出者ということではないのでしょうか。	C	ご意見のとおり、市長等には、議員は含まれておりません。 反問を許可する対象として議員を含めるかどうかについては、今後の課題とさせていただきます。
18	第9条（反問権）、第10条（議会への説明等）に市長等とありますが、市長の外に何が含まれるのでしょうか。用語解説にも解説がないのでわかりません。	D	第9条では、条文にあるとおり、本会議又は委員会に出席した市長その他の執行機関及びその職員を、市長等と定義しています。
19	第10条（議会への説明等）について、こうした市長を縛る条項は、市長の同意をどのように得るのでしょうか。	D	二元代表制の元、そもそも市長には、議決機関である議会に対して自ら提案した政策や条例などについて説明責任があります。第10条は、その説明責任を促すことを定めたものです。
20	第11条（専門的知見の活用）は、学者を想定しているのでしょうか。地域で活動している現場をよく知っている人の意見を市民委員として参加させるべきだと考えますが。	C	調査内容によっては市民委員の参加を求めることも考えられます。
21	第13条（条例の検証及び見直し）があるが、限られた時間での条例制定で、制定の趣旨と施行しての現実の乖離を防ぐため、条例制定の経緯を把握している現市議会議員任期内での条例見直しを要望します。	C	ご意見として承ります。
22	第13条（条例の検証及び見直し）を、今回は、市議会議員選挙の前に、今の議員さんで必ず1回やっていただき、次回からは、改選後最低1回は行ってください。	C	ご意見として承ります。

23	<p>第14条(委任)について疑問があります。条例施行の前に、必要な事項をきちんと定めてほしいです。</p>	C	<p>ご意見として承ります。</p>
24	<p>第14条(委任)に「この条例の施行について必要な事項は、別に定める」とありますが、議会基本条例は、実践できて初めて価値があるものですので、分かりやすさも大切です。そういう意味で、特別委員会において「別途定める」という内容が、各条の終わりに設けられたと理解していました。</p> <p>そこで、第何条の「別途定める」なのかを明確にさせていただき、その内容も施行日までに書き表して、一冊として別に添えて頂けることを願います。</p> <p>ただ現実問題として、議会報告会を実施する内容の取り決め一つにしても、大変な議論を踏まえて決定していくことになるように思いますが、そこまで整えた上で、4月1日施行ということなのでしょうか。</p>	B	<p>条例の施行に当たり必要な事項については、施行日までに整備を行いました。</p> <p>整備した事項については、条文の解説等でその内容をお示しします。</p>
25	<p>委任について具体的な方法も決め、実効性を備えた上で施行すべきです。間に合わなかったら施行を延ばすべきです。</p>	B	<p>条例の施行に当たり必要な事項については、施行日までに整備を行いましたので、当初の予定どおり施行日は4月1日といたします。</p>
26	<p>議会報告会の開催に向け、早急に「議会報告会開催規則」を制定して欲しい。</p> <p>第7条第2項に「議会報告会の開催」が述べられていますが、開催も「必要に応じて」であり、報告会の開催方法に関して何も決まっていません。市民フォーラムでも市民の関心が高く10件の意見が寄せられています。</p> <p>市民が関心を持つ「議会報告会」に関する条例が、単に「必要に応じて開催する」で済ませることは不十分と思います。市民の願いを真正面から受け止める議会であって欲しいと願っていますので、早急に「議会報告会開催規則」を制定し、1日でも早い開催日程</p>	B	<p>議会報告会については、議会基本条例特別委員会において、原則として市域をブロックに分けて地域ごとに開催することや全議員が参加すること等、基本的事項の確認を行いました。</p> <p>今後、平成25年度の議会報告会の実施に向けて具体的な協議を行っていきます。</p>

	<p>の目処を立てて頂きたいと要望致します。</p> <p>遅くとも議会報告会開催規則は、基本条例の施行時までには作成し、市民に明らかにした上で基本条例を施行願いたい。</p> <p>開催規則が間に合わない場合には、条例自体の施行を遅らせても構わないものと考えます。</p>		
27	<p>今回公開された素案の前の段階の素案は全文で13条でしたが、そのうち九つの条文に「別途定める」とありましたが、今回公開された素案では、各条にあった「別途定める」を削除し第14条を新設し一括で括弧しています。更に第14条には「この条例の施行について必要な事項は別に定める」としていますので、逆を言えば「施行について必要な事項」が整わなければ基本条例自体が施行出来ない事になります。</p> <p>素案を読む限りでは、「施行に必要な事項」が、どのような事項なのか全く不明です。</p> <p>少なくとも施行までに定める必要のある事項を条例で明らかにしない限り、市民は、この条例の是非を判断することが出来ません。</p> <p>なお検討段階の素案で「別途定める」と表現されていた事項は、下記のうち①②以外と承知しています。</p> <p>第14条には、箇条書きで結構ですので、施行に必要な項目を明示して欲しいと考えます。例えば、</p> <p>①議員報告会開催規則の制定について</p> <p>②議会を長期欠席している議員に対する報酬、政務調査費の支給減額について</p> <p>③委員会設置に関する事項</p> <p>④全員協議会の開催に関する事項</p> <p>⑤会派結成に関する事項</p> <p>⑥広報広聴活動の充実のうち「市民に対する</p>	B	<p>条例の施行に当たり必要な事項については、施行日までに整備を行いました。</p> <p>なお、施行に必要な項目を条文に明示にすることは考えておりませんが、整備した事項については、条文の解説等でお示ししていきます。</p>

	<p>アンケート調査に関する事項」</p> <p>⑦「賛否の公開」に関する事項</p> <p>⑧反問権に関する事項</p> <p>⑨附属機関の設置に関する事項</p> <p>⑩議会事務局に関する事項</p> <p>⑪条例の見直しに関する事項</p> <p>以上のような表現で構いませんので、是非明らかにして下さい。</p> <p>「別途定める」とされたものについて、既に規定化されている事項とこれから定める事項に分けられるものと思いますが、既に規定されている事項については「その規則名を明示」して下さい。</p>		
28	<p>各条項の具体的実施内容が不明確です。第14条で「この条例の施行について必要な事項は別に定める」とありますが、どのように定めていくのか不明です。</p> <p>特に兎角問題になりそうな議員としての議会における倫理規程が制定されていません。また議員としての議会責任を果たす機会としての議会報告会の開催についても不明確です。</p> <p>これら疑問な部分の逐条解説ならびに第14条によるこの条例の不十分な部分の補足改善に積極的活用をしていくよう要望します。</p>	C	<p>ご意見として承ります。</p>
29	<p>市民と議会との関係に関連して、議員の定数についてだが、本会議の席は40あり現在は空席がある状態だ。削減に削減を重ねて現在に至るが、市民の意見を吸い上げるため、関係を濃厚にするには議員は多いほうがよい。議員の定数についての条項を設けるべきです。</p>	C	<p>条例制定にあたっての基本的な考え方としては、他の条例等で定めのあるものや試行中のもの、今後議論を要するものについては、盛り込まないこととしています。議員定数については、「小田原市議会議員定数条例」により定められていることから、本条例には盛り込んでいません。</p> <p>市民の意見を吸い上げるため議員は多いほどよいとのご意見については、議</p>

			員定数を議論する際の参考とさせていただきます。
30	<p>基本条例の作成は、①情報公開 ②議会への住民参加 ③議会機能の強化からアプローチする必要があると考えますが、議会機能の強化の一環として「議員間の自由討議」があります。</p> <p>本件は市民フォーラムでの市民意見として3件の御意見がよせられていますが、素案では全く触れられていません。何故、基本条例に盛り込めないのか明らかにして欲しいです。</p> <p>早稲田大学マニフェスト研究所や議会改革をバックアップする「東京財団」「自治体議会改革フォーラム」でも議会基本条例の必須要件として「自由討議」を挙げていることを申し添えます。</p>	C	<p>本市議会基本条例では、確実に実行可能な内容を条文化し、今後必要な事項については、逐次加えていくこととしています。</p> <p>議員間討議については、どのような形がよいのか今後議論をしていく必要があることから、本条例に盛り込まないこととしました。</p>
31	<p>創造的な議論には自由討議が必須です。一部、委員会では見受けられますが休憩中で記録に残りません。本会議、委員会での自由討議と記録の保存を盛り込んでください。</p>	C	
32	<p>陳情者の意見陳述について試行中であるため条文に入っていないが、現在の状態について条立てをしておく必要はあるのではないのでしょうか。</p>	C	<p>条例制定にあたっての基本的な考え方としては、他の条例等で定めのあるものや試行中のもの、今後議論を要するものについては、盛り込まないこととしています。</p>
33	<p>今回の素案では触れられていませんが、陳情者・請願者の意見陳述の場を確保することは市民の議会に対する信頼感を高めるうえでも重要なことと考えます。</p> <p>本件は、現在は試行との位置づけで委員会の休憩中に開催していると承知していますが、現在の取り組み状況や今後の条例への盛り込み等を素案に盛り込むことは出来ないのでしょうか。</p>	C	<p>陳情者の意見陳述については、現在試行中であることから、本条例には盛り込んでいません。</p>
34	<p>既に他の条例にあるもの、現在試行中のものも条例に盛り込まなかったとの説明があ</p>	C	

	りましたが、陳情・請願の意見陳述の場の確保は「議会への市民参加」として大切な項目なので試行中である旨を記載してでも条例に盛り込んで欲しかったです。		
35	前文では「議会の在るべき姿を明文化する」とありますが、一方で試行中のものは条文化しないとしています。理念が先行するものであれば試行中であれ条文とすべきではないでしょうか。	C	条例制定にあたっての基本的な考え方としては、他の条例等で定めのあるものや試行中のもの、今後議論を要するものについては、盛り込まないこととしています。
36	条例により、議会が市民に対して行動していくことを定めるわけだから、これを理解し協力するという市民の姿勢が大事ではないでしょうか。「市民は議会活動の充実のために協力するように努めるものとする」とした規定があってもよいと考えます。	C	議会基本条例は、議会の在り方について定めたもので、市民に義務を課す旨の規定は盛り込んでいませんが、ご意見として承ります。
37	法令に抵触しない範囲で、議会の開会招集について、市長でなく議会権限による開会を規定されるべき。	C	市議会は、地方自治法により市長が招集することとされていますが、臨時会においては、議長の招集請求に市長が応じない場合には、議長が招集できるとされています。地方自治法が明示している事項となりますので、条例でそれを超える規定はできないものと考えます。
38	議員並びに議員が関係する企業が所有する不動産に関し、市及び市に準ずる団体と経済的な取引をした場合には、その取引内容を市民に公開する旨の条項を盛り込んで欲しい。 先般の市議選の前に某議員が所有する土地を市が取得した件をめぐって、様々な噂が市民の間で囁かれましたが、飽くまで噂の域を出ません。しかし噂には尾ひれがつき正確な情報が伝わりません。 むしろ本人の名誉を傷つける事態になることが十分に考えられます。 この様な事態を避けるためにも議員との取引はクリーンにしなければならないもの	C	第3条の議員の活動原則の第2号として、議会活動について、市民に対して説明責任を果たすことを明示しており、趣旨は反映されているものと考えます。 また、議員による何らかの違法行為が発生した場合については、地方自治法の第98条や第100条に基づく調査により対応すべきものと考えます。

	<p>と考えています。そこでこれらの取引が生じた場合には、その取引の実態を明らかにして無用な憶測が生じることを避けるためにも議員との取引は公開すべきものと考えますので条例で、その旨を謳って下さい。</p>		
39	<p>議会を長期に欠席した場合の議員報酬、政務調査費の減額支給について基本条例で何らかの形で触れて欲しい。</p> <p>報酬や政務調査費の支給は条例で定められていますが、過去に長期間議会を欠席した議員への報酬支給が問題視されました。その為これらは当初「倫理」規程に盛り込むとの話もありましたが、結局、基本条例ではこの件に対してどのようなスタンスで臨むことになったのでしょうか。</p> <p>当会としては倫理規程に盛り込む以前に議員報酬、政務調査費に関する条例に織り込めば問題ない話と考えます。</p> <p>但し基本条例には、長期間議会を欠席した場合の取り扱いには触れておいた方が、市民への説明としては良いのではないのでしょうか。</p>	C	<p>条例制定にあたっての基本的な考え方として、他の条例等で定めのあるものは、盛り込まないこととしています。</p> <p>議員が療養等により長期にわたり議会の会議を欠席した場合の報酬等の取り扱いについては、小田原市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例として、本年3月27日の3月定例会において可決され、4月1日の施行を予定していることから、議会基本条例には盛り込んでいません。</p>
40	<p>政務調査費は「小田原市議会政務調査費の交付に関する条例」により支給され、収支報告書の提出がされていることは承知しています。今般、調査費は自治法の改正により「政務活動費」と名称を変更し支出も「調査研究」に限られていたが「その他の活動費」が加えられました。</p> <p>当会としても関心事項の一つですが、「政務調査費を使用し、どのような調査研究を行い、調査結果はどのようなものであり、市政にどのように反映させようと努力したのか」等を記した書面による調査研究報告書の提出を義務付けて欲しい。この要求は、政務調査費に関する条例に織り込めばよいものと考え</p>	C	<p>条例制定にあたっての基本的な考え方として、他の条例等で定めのあるものは、盛り込まないこととしています。</p> <p>政務調査費については、地方自治法の改正により名称が政務活動費となりましたが、このことに伴い、小田原市議会政務活動費の交付に関する条例として本年3月1日より施行されていることから、議会基本条例には盛り込んでいません。</p>

	<p>ますが、基本条例には何らかの形で政務調査費に触れる必要があるものと考えます。</p> <p>特に政務調査費（一人6万5千円／月）の財源を考えれば透明感があり、価値ある使用が不可欠ではないでしょうか。</p>		
41	<p>「議会の説明責任」について</p> <p>全文の冒頭に「市民からの負託を受けた」と記してありますが、この「負託」の意味を特別委員会は「人に引き受けさせてまかせること（広辞苑）」としています。当方が調べた結果は「責任を持たせて任せること（学研：国語大辞典）」とありました。とすると議員は責任を持つことになりませんが、何に責任を持つのでしょうか。</p> <p>条例の第2条に「市の意思決定を行うとともに」と議会が議決機関であることを認識されていますが、行政は議会が決定した範囲内でしか執行出来ません。要するに議会が良い決定をしないと良い市政の執行が出来ないことになります。</p> <p>私達市民から見れば「議会が良い決定をすること」を望んでいるので、議員が負う責任とは、この議決に対してではないでしょうか。</p> <p>そこで会津若松市の議会基本条例の第8条にある「議決責任」と同様な条文が必要ではないでしょうか。何故ならば、これが「負託」を認識した議員の議会での活動原則と思います。</p> <p>会津若松市の議会事務局の「議決責任」の見解として、法的責任を問うのは難しいので、この議決責任から議会の説明責任を導きだしているとのことでした。</p> <p>確かに同市の第8条第1項、第2項で「説明する責任を有する」と明確に説明責任を謳っています。</p>	B	<p>議会の説明責任については、第2条の議会の活動原則の第3号において、市民への説明責任を果たすこと明示しており、趣旨は反映されているものと考えます。</p> <p>また、議決責任については、前文に「市の意思決定機関としての役割を担っている」と明示していることで、趣旨は反映されているものと考えます。</p> <p>議決責任についてのご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

	<p>なお本件に関し小生が市民説明会で要望した際に委員長から「第3条第2項で説明責任を述べているが」とのお話がありましたが、この条文は「議員の活動原則」で述べているもので、現在行なわれている議員の支持者向けに開催している議会報告会を指しているものと思われます。当方が求めるのは「議会としての説明責任」です。</p>		
42	<p>広報広聴制度として「議長への手紙」の制度化を求めます。</p> <p>前文の「目標設定の部分」と第2条第3項並びに第7条に「広報広聴制度」に触れていますが、これを分解すると広報制度と広聴制度になりますが、現行の広聴制度には何があるのでしょうか。考えられる事項としては陳情・請願、議会が行なうアンケート程度しか思い当たりません。</p> <p>しかしアンケートは、議会が設定した設問に、限定された市民が答えるものであり、また自由記載欄があるにしても、アンケートは設問に答えることを前提にしていますので広聴とは言い難いものと思われます。</p> <p>「開かれた議会」での広聴制度とは、何時でも自由に市民が発言出来る制度であり市民の議会への参加として陳情・請願書の意見陳述の場と同様に大切な制度と考えます。</p> <p>「開かれた議会を目指す」と前文で謳っていますが、ここで言う「開かれた」とは、議会から市民に情報を公開することを指しているようですが、市民からも議会に何時でも発言出来る双方向性を持つことが、本来の「開かれた議会」ではないでしょうか。</p> <p>その為に「議長への手紙」を制度化して条例に盛り込んで欲しいです。</p>	C	<p>広報については、充実が図られてきていますが、広聴については、議会基本条例により議会報告会、市民アンケートを行っていくものの今後の課題であると考えています。議長への手紙については、ご意見として承ります。</p>

43	<p>条例の効力は、議会、行政、市民のどこまで及ぶのでしょうか。</p>	D	<p>条例は、地方公共団体が国の法令の範囲内において制定する法規であり、その効力は原則としてその地方公共団体の区域内の議会、行政、市民（個人、法人、その他の団体）に及びます。</p>
44	<p>この条例の誇れるところはどこか。小田原市にふさわしい条例なののでしょうか。</p>	D	<p>本市議会基本条例の特徴としては、確実に実行可能な内容について条文化し、今後必要な事項については、逐次加えていくこととしている点や、条例の検証、見直しを、議員の任期である4年に一度必ず行い、時宜を得た条例にしていくことが挙げられます。</p>
45	<p>全14条は他市と比較して条文が少ない、ものがあるのではないのでしょうか。特別委員会で盛り込まれなかったものがあれば明示してほしい。</p>	D	<p>本市議会基本条例は、確実に実行可能な内容について条文化し、今後必要な事項については、逐次加えていくこととしています。</p> <p>条例制定にあたっての基本的な考え方は、他の条例等に定めのあるものや試行中のもの、今後議論を要するものについては、条例に盛り込まないこととしています。</p> <p>盛り込まなかったものについては、請願・陳情者の意見陳述、最高規範性、議会図書室の整備、議員間の自由討議、議決事件の追加、政務調査費の使途基準と情報公開、議員の資質向上や政治倫理に関する規定、議員の定数や報酬、危機管理、交流及び連携の推進があります。</p>

46	この条例を制定し議会として市民に何を訴えたいのか、議会がどの様になろうと決意したのかが読み取れません。また市民に議会を理解して頂くために、議会運営をどの様に変えていくのかも不明です。	D	この条例は、地方分権と市民自治の時代にふさわしい議会の在るべき姿を明文化し、議会の役割や機能、住民との関係などを明確にするとともに、議会を更に活性化させていくために制定するものです。
47	率直な感想を言うと、ごくあたりまえの議会の行う仕事、議員の行う仕事が前文から第7章まで書いてあって、いったいどこが今までと違うのかわかりませんでした。	D	今後とも、本条例の趣旨に従い、議会運営を行っていきます。
48	(具体的運営条文の不足) 素案は基本条例であることを念頭に制定の目的に従い、骨格となる項目を7章に分類し、今後市議会が市民の期待に応えるため、目指す姿や方向を示しているが、理念が先行し具体的な運営方法の明示が乏しいので条文の追加または第7章補則の第14条委任により規則、要綱案を早急に検討作成し市民に公開説明のうえ、意見を参考に基本条例と同時施行を要望します。	B	本市議会基本条例は、確実に実行可能な内容について条文化し、今後必要な事項については、逐次加えていくこととしています。 また、条例制定にあたっての基本的な考え方は、他の条例等に定めのあるものや試行中のもの、今後議論を要するものについては、条例に盛り込まないこととしています。 条例の施行に当たり必要な事項については、施行日までに整備を行いました。 整備した事項については、条文の解説等でその内容をお示しします。

(2) その他 (20件)

No.	意見の内容	区分	市議会の考え方
49	(条例等重要事項を検討制定する際に 市民意見の聴取) 市の総合計画や自治基本条例制定時と同様に今後は純粋な立場で市政に関心のある市民、学識経験者、関係団体の代表、女性、若者等幅広い層から若干人を公募または選出して検討の場に参加させると市民の意見が反映され市民の共感と賛同が得られると	C	ご意見として承ります。

	思います。		
50	本会議のケーブルテレビによる録画放映は、議席からの再質問（より具体的質問）まで撮影されるよう配慮して下さい。	C	ご意見として承ります。
51	（議案、請願、陳情等の採決の時期について） 現行では一般質問に先立ち質疑、討論、採決が行われているが総ての審議が終了する会期の最終日に採決すれば質問、請願等に対する結論が得られます。	C	ご意見として承ります。
52	（議員からの立案、当局提案に対する対案、修正案の提出について） 当局提案議題に対し賛否の意見があるのは議会の役割として当然だが、反対する場合は対案または修正案、廃案を示したら議会が活性化します。	C	ご意見として承ります。
53	一番確実な情報公開は議会を傍聴することだと考えます。議会、委員会開催ほか議会が発信すべき情報を、現行のホームページ掲載では常時閲覧しないと把握困難なため、市民の要望に応じメールマガジンの形で情報発信をお願い致します。	C	ご意見として承ります。
54	議員個人の明確な説明の機会を設けるためメールマガジンの配信を。	C	ご意見として承ります。
55	議員定数、報酬、政務調査費、長期休養した場合の報酬等の取扱いをどう考えているのでしょうか。	D	<p>条例制定にあたっての基本的な考え方として、他の条例等で定めのあるものは、盛り込まないこととしています。</p> <p>議員定数については「小田原市議会議員定数条例」に、報酬については「小田原市議会議員の報酬等に関する条例」に、地方自治法の改正により政務調査費から名称が変更された政務活動費については「小田原市議会政務活動費の交付に関する条例」に定められていること、また、議員が療養等により長期にわたり議会の会議を欠席した場合の報酬等の取り扱いについては、小田原市議会議員</p>

			の議員報酬等の特例に関する条例として、本年3月27日の3月定例会において可決され、4月1日の施行を予定していることから、議会基本条例に盛り込んでいません。
56	市長選挙に伴う議員辞職により現在欠員が生じており、他の議員に負担のかかる状況となっている、欠員にならないような対応はできないのでしょうか。	D	市議会議員の補欠選挙については、公職選挙法第113条等に定められており、欠員が生じた場合には、同じ選挙区内で首長等の選挙が行われる時に、その選挙に合わせて補欠選挙が行われます。補欠選挙が行われない場合には、欠員が生じたままとなります。 辞職については、議員個人の意思で行われることですので、議会として欠員を出さない対応については、現状では難しいことをご理解ください。
57	陳情の提出をして、その説明をしようと個別に議員に面会を希望したところ、会わないといわれたことがあります。今後このようなことがないようにしていただきたい。	C	ご意見として承ります。
58	賛否の公開は評価するが、ホームページで議案関連資料を公開してほしい。	C	ご意見として承ります。
59	議会傍聴の資料の持ち帰りを実現すべきです。他市議会での実施例もあります。	C	ご意見として承ります。
60	意見交換会の参加者が少ない。各種団体からの割り当てであるとか盛り上げてもらわないと。運営に工夫が必要だと感じるがどうでしょうか。	C	ご意見として承ります。
61	議員は少ないほうがいい。役に立たない議員はいらない。一生懸命やってほしい。	D	ご意見として承ります。
62	早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革度ランキングで上位に行くようがんばってほしい。	D	ご声援として受け止めます。
63	私たち小田原市民にとっては、この条例はとても大切な「基本条例」です。でも、この素案策定までに、何故こんなに長い年月を浪	C	

<p>費したのだろうか。どこもやってるから、取りあえずそろそろやっておこうか。気の抜けたビールを無理矢理飲まされるような気分もします。</p> <p>今さら意見を申し述べる元気も、その時間もありませんので、7年前から提議し続けてきた「議会改革」についての事項を、再掲させていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地方自治法で定められている事項に違反しない限りにおいて、完全な情報公開と市民参加を議会運営の基本とする。 2. 現行の会議規則を市民主権の観点で、抜本的に見直し、今後も市民意見を反映して継続的に見直す。 3. 市民参加の利便のため、会議の夜間あるいは休日における開催に努める。 4. 傍聴希望者を議会運営の都合で制限することがあってはならない。 5. 委員会等の会議室は、議員・職員・傍聴者を対等に遇する構成とする。 6. 議案の審議に用いる資料等は、傍聴者の求めに応じて提供する。 7. 会議を休憩する場合には、その理由を傍聴者に説明する。 8. 市民と議員が十分な情報の共有ができるようにする。 9. 議員は、会議において議員相互間の自由な討議を行う。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第8条にも規定しているように、一部の例外を除き、議会における会議は、原則公開としています。また、これからも情報公開制度や広報広聴制度等を活用し、市民への説明責任を果たすとともに、市民参加の機会拡充に努めていきます。 2. ご意見として承ります。 3. ご意見として承ります。 4. ご意見として承ります。 5. ご意見として承ります。 6. ご意見として承ります。 7. ご意見として承ります。 8. 広報広聴制度の活用や議会報告会の開催を条例に盛り込み、十分な情報の共有ができるよう取り組みを進めます。 9. 議員間討議については、どのような形がよいのか今後議論をしていく必要があることから、本条例に盛り込まないこととしました。
---	--

<p>10. すべての議員の議会における活動に関する情報公開を徹底する。</p> <p>11. 会議録画のオンデマンド中継を実施する。(実施されている)</p> <p>12. 議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する「一般会議」を設置する。</p> <p>13. 委員会等の審査には参考人制度及び公聴会制度を活用する。</p> <p>14. 請願及び陳情は政策提案という位置付けに変え、提案者の意見を聴く。</p> <p>15. 市民団体等との意見交換の場を多様に設けて議会及び議員の政策能力を強化する。</p> <p>16. 採決における、議員による賛否を会議録に記載する。</p> <p>17. 重要な議案に対する議員の賛否、各議員の態度を議会広報で公表する。(昨年から実施)</p> <p>18. 市民の評価が的確になされるよう十分な情報を提供する。</p> <p>19. 議会の主催により、議会報告会を少なくとも年1回開催する。</p> <p>20. 会議における議員と執行部職員との質疑は一問一答方式で行う。</p> <p>21. 執行部職員は、逆質問・反論することが</p>	<p>10. ご意見として承ります。</p> <p>11. ご意見として承ります。</p> <p>12. ご意見として承ります。</p> <p>13. ご意見として承ります。</p> <p>14. ご意見として承ります。</p> <p>15. ご意見として承ります。</p> <p>16. ご意見として承ります。</p> <p>17. ご意見として承ります。</p> <p>18. 議員の議会での活動については、第8条にも規定しているとおおり、会議と会議録について、原則公開としています。</p> <p>19. 第7条第1号において「議会報告会を必要に応じて開催する」と規定することにより、実施していく意思を表しています。</p> <p>議会報告会については、議会基本条例特別委員会において、原則として市域をブロックに分けて地域ごとに開催することや全議員が参加すること等、基本的事項の確認を行いました。</p> <p>今後、平成25年度の議会報告会の実施に向けて具体的な協議を行っていきます。</p> <p>20. ご意見として承ります。</p> <p>21. ご意見の趣旨については、第9条反</p>
--	---

	<p>できる。</p> <p>22. 執行部は、政策等の決定過程を説明しなければならない。</p> <p>23. 執行部は、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成する。</p> <p>24. 執行部職員の出席は必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心に会議する。</p> <p>25. 議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努める。</p> <p>26. 議員は、議案の提出を積極的に行う。</p> <p>27. 政務調査費による活動状況を市民に公開する。</p> <p>28. 議会図書室を設置し、議員および市民の利用に供する。</p> <p>29. 議会は、重要な情報を市民に対して迅速に周知するよう努める。</p>		<p>問権に含まれていると考えます。なお、本市議会での反問権は、質問内容の確認をするものと定義しています。</p> <p>22. 23. ご意見については、第 10 条（議会への説明等）に該当する内容と考えます。</p> <p>24. ご意見として承ります。</p> <p>25. 議員間討議については、どのような形がよいのか今後議論をしていく必要があることから、本条例に盛り込まないこととしました。</p> <p>26. 政策の立案及び提言に努めることを第 2 条第 1 項に盛り込んでいます。</p> <p>27. ご意見として承ります。</p> <p>28. ご意見として承ります。</p> <p>29. ご意見として承ります。</p>
64	<p>政務調査費に関連した情報公開の一環で、収支報告書の保管は議会事務局でなく行政センター保管とし、市民が自由に閲覧出来るよう改善して欲しい。</p>	C	<p>ご意見として承ります。</p>
65	<p>パブコメによって条例の追加、修正があるのでしょうか。</p>	D	<p>必要と判断した場合には、追加や修正を行います。</p>
66	<p>議会運営についてもパブコメに寄せてよいのでしょうか。</p>	D	<p>議会運営についての意見も、パブリックコメントでの市民意見として受け止めましたので、素案に対する意見と同様に議会の考え方を示しています。</p>
67	<p>パブコメでの意見に対する議会の考え方、もし意見が条文に反映されない場合には、盛り込めない理由を明示してもらえるのでしょうか。</p>	D	<p>明示いたします。</p>
68	<p>市民フォーラムで市民から寄せられた声</p>	D	<p>市民フォーラムで寄せられたご意見</p>

<p>が条例に反映されていないように思われる。 (フォーラムで寄せられた意見は、H24・8・6付けで整理されています)</p> <p>これは特別委員会で当初、各会派と調整して「条例に盛り込む事項」と「盛り込まない事項に振り分けたことから、市民からの要望が出されても、その事項が議会で既に「盛り込まないとした事項」として決めたこととして取り上げられていません。市民の要望よりも議会の都合を優先したように思われます。また何故盛り込まれないかの説明もありません。</p> <p>現段階までの条例の作成過程を見ていると、市民要望に応えようとする姿勢が不足しているように見えるのは誠に残念です。市民フォーラムで議長の「市民の意見を汲み上げて条例を制定したい」旨の発言が結果として無視される状況になったのは残念ですし、私たちが議会に求める「議会の説明責任」が果たされていません。</p> <p>市民意見を求めても議会がそれに応える姿勢を見せないこと自体が市民の議会に対する期待感を失わせることとなります。若し市民の声に耳を傾けるのであれば、市民の声を条例に盛り込まない理由も明白にすべきです。</p> <p>幸い今回のパブコメでは「市民の意見に対する市議会の考え方を、後日公表します」との約束ですので、パブコメだけでなく「市民フォーラムで出された市民の声」についても市議会の考え方を公表願いたいと強く要望致します。</p>	<p>については、整理した上で、議会基本条例特別委員会での条例素案づくりで参考にさせていただきました。</p> <p>個別のご意見に対し議会の考え方を示すことは考えておりませんが、このパブリックコメントを通じて、市民フォーラムで寄せられたご意見と同様の趣旨のご意見を数多くいただいておりますので、それらの回答をご参照くださるようお願いいたします。</p>
--	---